

3川こ監第110号  
令和4年2月14日

社会福祉法人事務局各位

川崎市こども未来局  
総務部監査担当課長

### 社会福祉法人理事長変更届の提出について（通知）

本市社会福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、本市では社会福祉法施行規則第11条に基づく「社会福祉法人台帳」の管理について、定款変更の申請または届出により処理を行ってきたところです。しかしながら、法人理事長に変更が生じて、定款には反映されず正確な管理が行えないため、各法人におかれましては、理事長に変更が生じた場合、別紙「社会福祉法人理事長変更届出書」を提出くださいますようお願いいたします。

なお、本届出は令和4年3月1日以降、新たに就任する理事長から適用するものとします。

#### 1 提出書類

- (1) 社会福祉法人理事長変更届出書
- (2) 理事長変更に係る理事会の議事録・議案書（写）
- (3) 新理事長の履歴書（写）

2 提出部数 1部

3 提出期限 就任日から1か月以内

4 提出先 川崎市こども未来局総務部監査担当あて

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
こども未来局総務部監査担当 溝田・柴田  
TEL：044-200-3793  
FAX：044-200-3190  
E-mail：45kansa@city.kawasaki.jp